

## (仮称) 白井市歯科口腔保健の推進に関する条例(案)の概要について

家族みんなで  
歯科口腔保健(しかこうくうほけん)  
を推進しよう！



<b>目的 (第1条)</b>	歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)及び千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例(平成22年千葉県条例第24号)の趣旨に基づき、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。
---------------------	---

<b>定義 (第2条)</b>	①歯科口腔保健(しかこうくうほけん)・・・歯科疾患の予防等により口腔の健康を保持すること。 ②歯科医師等・・・歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者。 ③歯科検診等・・・歯科に関する検診(健康診査及び健康診断を含む。)又は歯科保健指導をいいます。
---------------------	---

<b>基本理念 (第3条)</b>	1 市民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。 2 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。 3 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。
-----------------------	---

<b>●市の責務(第4条)</b> 第3条基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
<b>市の取り組み</b>
<b>●施策の実施(第8条)</b> (1) 歯科口腔保健の推進に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に必要な施策 (2) 定期的な歯科検診等の受診を促進することに関し必要な施策 (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期の特性に応じた歯科疾患の予防に向けた取組に必要な施策 (4) 乳幼児期及び学齢期における口腔機能の獲得並びに成人期及び高齢期における口腔機能の維持向上に向けた取組に必要な施策 (5) 障害を有する者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策 (6) 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究に必要な施策 (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
<b>●計画の策定(第9条)</b> 歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。



<b>関係機関や市民の役割</b>	<b>●歯科医師等の責務(第5条)</b> 歯科医師等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	<b>●保健等業務従事者の役割(第6条)</b> 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者であって、歯科口腔保健の推進に関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、それぞれの業務において、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	<b>●市民の役割(第7条)</b> 市民は、歯科口腔保健の推進に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活において歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。

